

MINAGINE NEWS LETTER

ミナジンニュースレター

Vol.75

2024年2月1日発行



今回は、労務コンサルより、現在、審議されている法改正の内容について、人事コンサルからは「企業理念を浸透させる人事評価制度」についてお話をさせて頂きます。

企業理念を浸透させる人事評価制度

ML 人事評価

企業理念の浸透を促進するためには、人事評価制度を戦略的に活用することが重要です。特に反映させやすい部分は「評価」の部分だと考えられます。まず、評価項目に企業理念に基づく行動や理解を組み込み、従業員にその重要性を明示します。また、理念に基づく行動や成果を具体的な評価指標と結び付け、評価プロセスを透明かつ公平に行うことが鍵です。

従業員が理念に共感しやすい環境を整え、評価結果を通じて理念の達成度を示すことで、組織全体に浸透させる効果が期待できます。企業理念を人事評価制度を通じて浸透させるためには、以下の手順が役立ちます。

1.評価内容との連動

企業理念に基づく価値観や行動規範を具体的な評価項目として組み込みます。また従業員の目標設定を企業理念に関連付け、それらの達成度を評価に反映させます。

2.評価プロセスの透明性

評価プロセスを透明かつ明確に伝え、従業員が評価結果と経営理念の関連性を理解しやすくなります。

3.フィードバック強化

従業員に対して、理念やパーソンに関する評価結果に基づいた具体的なフィードバックを実施し、納得感を高めます。フィードバック以外でも、定期的なコミュニケーションを通じて理念の理解を更に深めます。

4.報酬や昇進との結びつけ

企業理念やパーソンに共鳴する行動や成果に対して報酬や昇進の機会を提供することで、従業員のモチベーションを促進します。

これらのアプローチを組み合わせることで、人事評価制度を通じて企業理念の浸透を促進できると考えられます。

労働政策審議会建議「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について」を公表

社労士法人ミナジン

労働政策審議会（厚生労働省の諮問機関）は、令和5年12月下旬に、仕事と育児・介護の両立支援対策の充実について、厚生労働大臣に対して建議を行いました。厚生労働省では、この建議の内容を踏まえて法改正の準備を進めるとしており、今後の方向性を示す重要な建議といえます。報道でも話題になりましたが、特に注目を集めていたものを抜粋して紹介します。

子の年齢に応じた両立支援に対するニーズへの対応

(1) 子が3歳になるまでの両立支援の拡充

- テレワークを活用促進するため、事業主の努力義務とする。
- 短時間勤務制度について、1日6時間を必置とした上で、他の勤務時間も併せて設定することを促進するとともに、短時間勤務制度を講ずることが困難な場合の代替措置にテレワークを追加する。

(2) 子が3歳以降小学校就学前までの両立支援の拡充

- 各職場の事情に応じて、事業主が柔軟な働き方を実現するための措置の選択肢*から労働者が選択可能なものを2以上選択して措置を講じる義務を設け、労働者はその中から1つ選べることとする。
- *始業時刻等の変更、テレワーク等、短時間勤務制度、保育施設の設置運営等、新たな休暇の付与
- 労働者は権利として子が小学校就学前まで所定外労働の制限（残業免除）を請求できることとする。

(3) 子の看護休暇制度の見直し

- 感染症に伴う学級閉鎖等や子の行事参加（子の入園式、卒園式及び入学式を対象）にも利用できるようになり、請求できる期間は、小学校3年生修了時までとする。

雇用保険部会報告。雇用保険制度全般について見直しの方向を示す

労働政策審議会（厚生労働省の諮問機関）の雇用保険部会では、雇用保険制度の見直しについて議論を進めてきましたが、その方向について結論を得たということで、令和6年1月上旬に、「雇用保険部会報告」を提示しました。主に、次のような項目について、見直しの方向が示されています。

- 週所定労働時間20時間未満の労働者に対する『雇用保険の適用拡大』（※1）
- 正当な理由のない自己都合離職者への基本手当の給付制限期間の見直し
- 教育訓練給付の拡充
- 教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設
- 出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するための育児休業給付の給付率の引上げ
- こどもが2歳未満の間に、時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すための給付の創設
- 育児休業給付を支える財政基盤の強化

（※1）現在、週の所定労働時間が20時間以上の雇用労働者を適用対象としている雇用保険制度について、雇用労働者の中で働き方や生計維持の在り方の多様化が進展していることを踏まえ、雇用のセーフティネットを広げる観点から、週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者にも適用することとし、事業主の準備期間等を勘案して、2028（令和10）年度中に施行することとすべきである。

MINAGINE NEWS LETTER

発行：社会保険労務士法人ミナジン／株式会社ミナジン

住所：〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 WeWork 日比谷FORT TOWER

[Mail] info@sr-minagine.jp [Web] <https://sr-minagine.jp/>